

第2号議案

平成25年度福井県教科用図書選定審議会委員の任命について

別紙のとおり、平成25年度福井県教科用図書選定審議会委員を任命する。

平成25年4月26日提出

教育長 林 雅 則

提 案 理 由

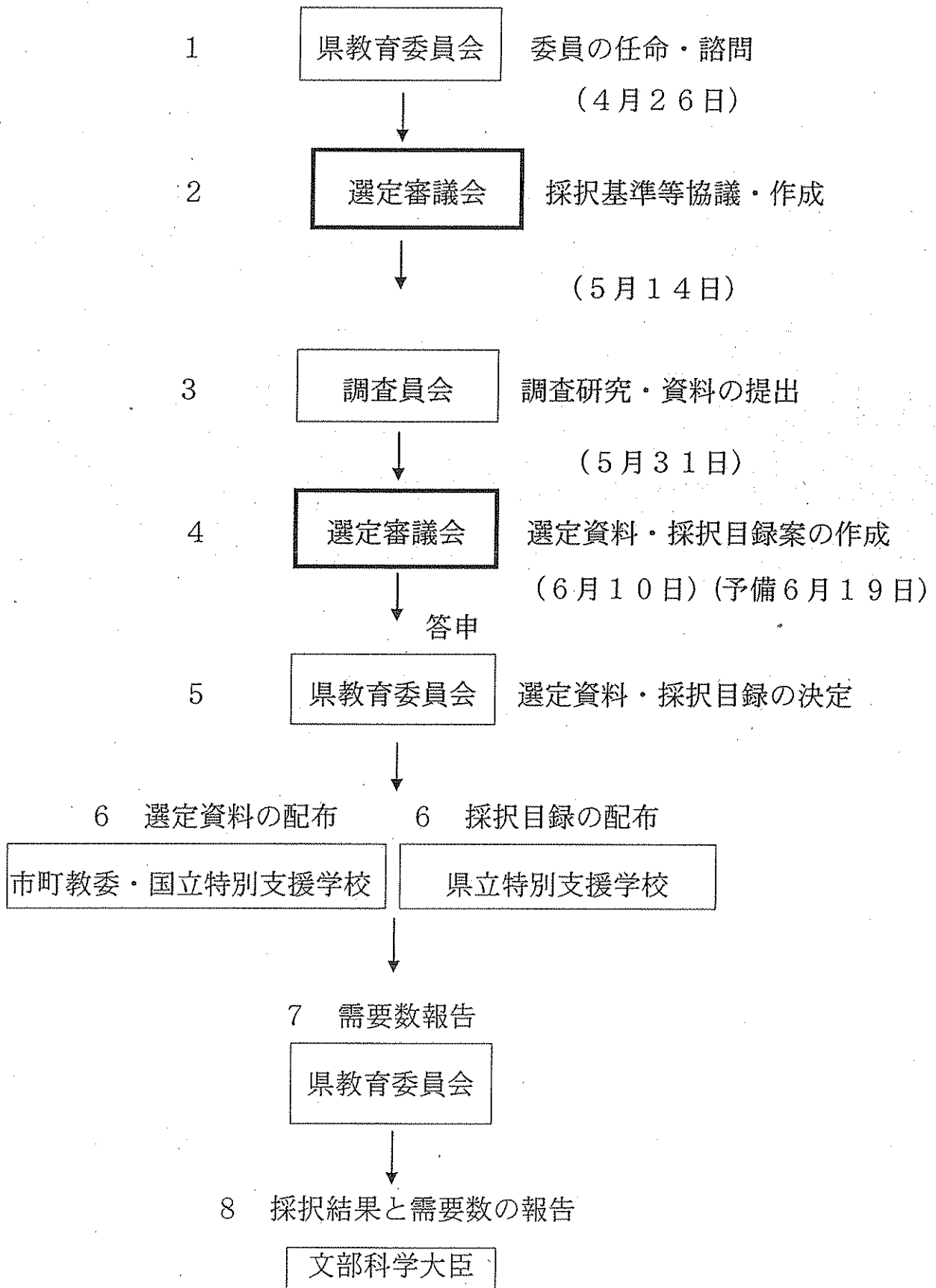
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条および同法施行令第10条の規定に基づき、みだしの委員を任命したいので、この案を提出する。

## 福井県教科用図書選定審議会委員

番号	施行令による区分	役職名	氏名
1	(1号委員) 義務教育諸学校の校長及び教員	県立視覚障害特別支援学校 (県立盲学校長)	五十嵐陽子
2		県立聴覚障害特別支援学校 (県立ろう学校長)	菱川千鶴子
3		県立知的障害特別支援学校長 (県立嶺北特別支援学校長)	高野 幸嗣
4		県立肢体不自由特別支援学校長 (県立福井東特別支援学校長)	原口 典子
5		小学校特別支援学級設置校長代表 (越前市立武生西小学校長)	三室 嘉弘
6		中学校特別支援学級設置校長代表 (光陽中学校長)	小木 一良
7	(2号委員) 県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員	福井高志地区教育委員会代表 (福井市教育委員会教育長)	内田 高義
8		奥越地区教育委員会代表 (勝山市教育委員会教育長)	梅田 幸重
9		坂井地区教育委員会代表 (あわら市教育委員会教育長)	寺井 靖高
10		丹南地区教育委員会代表 (越前市教育委員会教育委員)	中嶋 暁美
11		嶺南地区教育委員会代表 (敦賀市教育委員会教育長)	下野 弘喜
12		県特別支援教育センター所長	小嵐 恵子
13	(3号委員) 教育に関し学識経験を有する者	福井大学教授	森 透
14		福井新聞社論説委員長	北島 三男
15		障害者施設代表 (県発達障害児者支援センター長)	福田 晋介
16		県知的障害特別支援学校PTA連合会代表 (嶺南東特別支援学校保護者)	橋本 朋美
17		県特別支援教育振興会保護者代表 (敦賀市立粟野小学校保護者)	高井 美香
18		県人権擁護委員連合会代表 (福井協議会副会長)	萩原 勢子

任期は、平成25年4月1日から平成25年8月31日まで

学校教育法附則第9条教科用図書採択の手順



(8月31日)

## 教科書採択に関わる法令関係

### <義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律>

#### 第三章 採択

##### (教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、二十人以内において条例で定める人数の委員で組織する。

### <義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令>

#### (選定審議会の委員)

第十条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。

- 一 義務教育諸学校の校長及び教員
  - 二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員
  - 三 教育に関し学識経験を有する者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。